

でんき契約約款（中部電力・KDDI） 新旧対照表（2019年10月1日実施）

改定前（旧）	改定後（新）																		
<p>11 需給契約の単位</p> <p>中部電力および KDDI は、次の場合を除き、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。</p> <p>(1) 1 需要場所において、次の契約種別とこれ以外の 1 契約種別（(2)の場合は 2 契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合</p> <p>中部電力が別途定める電気供給約款（平成 28 年 2 月 1 日届出。以下「供給約款」といいます。なお、中部電力が供給約款を変更した場合には、変更後の供給約款によります。）または基本契約要綱（低圧）（平成 29 年 4 月 1 日実施。以下「要綱」といいます。）の臨時電灯のうちの 1 契約種別、臨時電力、農事用電力</p> <p>(2) 略</p>	<p>11 需給契約の単位</p> <p>中部電力および KDDI は、次の場合を除き、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。</p> <p>(1) 1 需要場所において、次の契約種別とこれ以外の 1 契約種別（(2)の場合は 2 契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合</p> <p>中部電力が別途定める特定小売供給約款（以下「供給約款」といいます。）または基本契約要綱（低圧）（以下「要綱」といいます。）の臨時電灯のうちの 1 契約種別、臨時電力、農事用電力</p> <p>(2) 略</p>																		
<p>51 一般供給設備の工事費負担金</p> <p>(1) お客さまが新たに電気を使用し、または契約電流等を増加される場合で、これにともない新たに施設される配電設備（専用供給設備を除きます。）の工事こう長が無償こう長（架空の場合は 1,000 メートル、地中の場合は 150 メートルといたします。）をこえるときには、中部電力は、その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として申し受けます。</p> <table border="1" data-bbox="174 1145 1037 1345"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額 (税 込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>架空配電設備の場合</td> <td>超過こう長 1 メートルにつき</td> <td>3,348 円 00 銭</td> </tr> <tr> <td>地中配電設備の場合</td> <td>超過こう長 1 メートルにつき</td> <td>27,000 円 00 銭</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、張替えまたは添架を行う場合は、架空配電設備についてはその工事こう長の 60 パーセント、地中配電設備についてはその工事こう長の 20 パーセントに相当する値を新たに施設される配電設備の工事こう長とみなします。</p>	区 分	単 位	金 額 (税 込)	架空配電設備の場合	超過こう長 1 メートルにつき	3,348 円 00 銭	地中配電設備の場合	超過こう長 1 メートルにつき	27,000 円 00 銭	<p>51 一般供給設備の工事費負担金</p> <p>(1) お客さまが新たに電気を使用し、または契約電流等を増加される場合で、これにともない新たに施設される配電設備（専用供給設備を除きます。）の工事こう長が無償こう長（架空の場合は 1,000 メートル、地中の場合は 150 メートルといたします。）をこえるときには、中部電力は、その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として申し受けます。</p> <table border="1" data-bbox="1196 1145 2074 1345"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額 (税 込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>架空配電設備の場合</td> <td>超過こう長 1 メートルにつき</td> <td>3,410 円 00 銭</td> </tr> <tr> <td>地中配電設備の場合</td> <td>超過こう長 1 メートルにつき</td> <td>27,500 円 00 銭</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、張替えまたは添架を行う場合は、架空配電設備についてはその工事こう長の 60 パーセント、地中配電設備についてはその工事こう長の 20 パーセントに相当する値を新たに施設される配電設備の工事こう長とみなします。</p>	区 分	単 位	金 額 (税 込)	架空配電設備の場合	超過こう長 1 メートルにつき	3,410 円 00 銭	地中配電設備の場合	超過こう長 1 メートルにつき	27,500 円 00 銭
区 分	単 位	金 額 (税 込)																	
架空配電設備の場合	超過こう長 1 メートルにつき	3,348 円 00 銭																	
地中配電設備の場合	超過こう長 1 メートルにつき	27,000 円 00 銭																	
区 分	単 位	金 額 (税 込)																	
架空配電設備の場合	超過こう長 1 メートルにつき	3,410 円 00 銭																	
地中配電設備の場合	超過こう長 1 メートルにつき	27,500 円 00 銭																	

■ 附則

改定前（旧）	改定後（新）
<p>1 電気約款の実施期日 この電気約款は、平成 30 年 11 月 1 日から実施いたします。</p>	<p>1 電気約款の実施期日 この電気約款は、2019 年 10 月 1 日から実施いたします。</p>
<p>新設</p>	<p>5 この電気約款の実施にともなう切替措置 Ⅶ（工事費の負担）に定める工事費負担金等については、当該需給契約の需給開始日（53〔供給設備を変更する場合の工事費負担金〕の場合は、工事完成日といたします。）が 2019 年 10 月 1 日以降であるものから、この電気約款を適用いたします。</p>